

令和 7 年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」
実施要領（仕様書）

1 委託件名

令和 7 年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」

2 事業の趣旨

国においては、地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市区町村の地域文化クラブ活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進することとしている。

また、実証事業では、「①他の地域においても参考となるような地域クラブ活動のモデルを構築検証する」とともに、「②各地域の実情に応じた地域クラブ活動の全国的な取組を推進する」という 2 つの役割を果たしていくことが求められる。

特に、実証事業 2 年目以降となる地域クラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証すること、また、重点地域における政策課題への対応では、他の地域でも参考となるような課題の解決方策を見いだすことが期待される。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

4 事業内容

- （1）地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業
- （2）重点地域における政策課題への対応

（1）の実施内容

ア．実証事業において取り組むべき観点等を踏まえた事業の実施

本事業を実施する地方自治体は、「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業において取り組むべき観点」（別添 1）を踏まえて実施する。

また、地方自治体における現状等を踏まえ、本事業において解決すべき課題を明らかにした上で、課題の解決に向けた取組を計画するとともに、達成目標と達成状況の検証方法も示した上で、事業を実施し、実証を行う。

イ．具体的な取組内容

本事業を実施する地方自治体は、域内において、以下に掲げる取組内容等を参考に地域文化クラブ活動を実施し、実証を行うこと。

都道府県においては、「※」を付記している取組内容について必ず事業計画に盛り込むこと。

地域文化クラブ活動を学校施設等を使用して実施する地方自治体においては、「☆」の取組内容

を必須とする。

なお、以下に示しているもの以外の取組を行うことを妨げるものではない。

(ア) 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備「※」

- 関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組
- コーディネーターに関する取組
- 総括コーディネーターやコーディネーター、運営団体のマネジメント人材の発掘・育成、資質向上方策に関する取組
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組
- 運営団体を支援する仕組み（中間支援組織等）の整備に関する取組
- 地域文化クラブ活動の要件等の明確化を図る取組
- 地域文化クラブ活動の運営の効率化等に関する取組
- 責任の主体の明確化に関する取組

など

(イ) 指導者の質の保障・量の確保「※」

- 人材の発掘・マッチング・配置に関する取組
- 研修、資格取得促進に関する取組
- 安全・安心な活動の実施に関する取組
- 平日・休日の一貫指導に関する取組

など

(ウ) 関係団体・分野との連携強化「※」

- 文化芸術団体、各分野協会、文化施設・教育施設、大学、企業等との連携に関する取組
- 地域公共交通との連携に関する取組
- まちづくりとの連携に関する取組

など

(エ) 面的・広域的な取組

- 地域移行に取り組む中学校における幅広い文化部活動の地域文化クラブ活動への移行の取組
- 市区町村等を越えた取組
- 文化部活動の地域文化クラブ活動への移行に取り組む市区町村の拡大を図る取組
- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備する取組
- 生徒、保護者、学校や文化芸術団体の関係者等の理解促進のための広報活動等

など

(オ) 内容の充実

- 生徒の多様なニーズに応じた取組
- 生徒のニーズや意見等を反映させる取組
- 生徒が地域クラブ活動の企画・運営に参画して活動を支える取組

- 複数の活動やシーズン制の取組
- 保護者も一緒に参画する文化芸術活動の取組
- レクリエーション的活動の取組
- インクルーシブな活動の取組
- 世代間交流に関する取組

など

(カ) 参加費用負担の支援等「※」

- 困窮世帯への支援に関する取組
- 費用負担の在り方に関する取組

など

(キ) 学校施設の活用等

- 学校の施設・設備、備品等を使用する際の利用ルールの策定「☆」
- 学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組
- 学校施設以外の活用等に関する取組

など

(ク) その他

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(以下、「実行会議」という。)の中間とりまとめで、次期改革期間において、平日について各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することが示されていることも踏まえ、休日だけではなく平日も含めた地域文化クラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行う。

など

ウ. 事業実施体制の構築

本事業を実施する地方自治体は、文化芸術所管部署及び学校教育（部活動）所管部署、スポーツ振興所管部署等が連携・協力し、地方自治体として一体となり本事業を推進できる体制を構築する。

地域文化クラブ活動に関する体制としては、例えば、以下のような体制の整備を進めることが考えられる。

- ・ 市区町村（複数の市区町村の連携を含む。）が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携し、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- ・ 文化芸術団体、民間事業者、大学、スポーツ関係団体など多様な運営団体・実施主体が、社会教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

体制の整備に当たっては、上記イ. で示す各取組内容について、関連する取組内容を組み合わせながら、可能な限り多様なモデルを創出できるよう留意すること。特に、実証事業２年目、

3年目となる地域クラブ活動については、長期的な視野に立ち、持続的・安定的な運営体制を構築する観点から、地域クラブ活動を支える人材の育成、施設・設備や移動手段の確保等を含めたモデルの構築を図ること。

また、都道府県においては、域内の市区町村に対する情報提供、助言・支援、進捗管理、広域的な調整、成果の普及等を適切に実施できるよう、例えば、以下のような体制の整備を進めること。

- ・ 総括コーディネーターの配置
- ・ 協議会等の設置・運営
- ・ 市区町村への支援、域内の指導者の質の保障・量の確保に関する取組の実施
- ・ 平日・休日の一貫指導（市区町村に再委託分）
- ・ 域内における「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業」の成果の検証・普及
- ・ 会計業務や事務作業等を担う会計年度任用職員や派遣職員等の配置

など

エ. 関係者の理解促進

本事業を実施する地方自治体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「文化部活動」という生徒に文化芸術活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の文化部活動に代わり、地域において文化芸術活動の機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域で文化芸術に親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成する。

オ. 地域文化クラブ活動の実施体制の構築

本事業を実施する地方自治体は、これまで学校が「文化部活動」という形で担ってきた休日の生徒の文化芸術活動を地域の多様な主体が担う「地域文化クラブ活動」へ移行するため、文化芸術所管部署、学校教育（部活動）所管部署やスポーツ振興所管部署が、地域、学校、家庭等の関係者と役割分担しながら、連携・協力し、生徒の多様な体験機会を確保する観点から地域文化クラブ活動の実施体制を構築する。

また、地域文化クラブ活動の実施体制の構築に当たっては、少子化の中でも、将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる環境を確保するとともに、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域文化芸術の中に中学生の文化芸術活動を取り込み、ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進という観点から、多様な主体と連携して取り組むことが望ましい。例えば、地方自治体の社会教育・生涯学習、健康増進、社会福祉・医療、まちづくり、地域公共交通の担当部署等の他、地域おこし協力隊、地域コミッション、大学、企業等との連携も考えられる。

地域文化クラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源からの支出、ふるさと納税、企業等からの寄附を募ったりするなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組み

を構築すること。このため、地域文化クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、地域文化クラブ活動を実施するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や自治体負担とすることが考えられる。

特に、本事業2年目、3年目となる地域文化クラブ活動については原則として、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託等の導入などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。

また、活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるところだが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、文化芸術団体の関係者が正しく認識した上で実施すること。

地域文化クラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくこと。また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保証すること。

カ．協議会等の設置等

本事業を実施する地方自治体は、域内における新たな文化芸術環境の円滑な整備を図るため、関係者の合意形成、本事業の取組の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を設置する。協議会等を設置する場合は、行政、地域移行に取り組む中学校の校長等、保護者、地域文化芸術活動の運営団体、文化芸術・スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成する。協議会の運営に当たり、関係者による議論を深めて合意形成を図るとともに、新たな文化芸術環境の整備に向けて、関係者の役割分担を明確にして取り組むこと。なお、代表者等で構成される協議会だけでは、取組を円滑に推進することが困難な場合には、協議会の下に実務担当者で構成する実行委員会やワーキンググループ等を設けて取り組むことも考えられる。

キ．取組の把握と指導助言、支援

本事業を実施する地方自治体は、協議会等の議論を踏まえつつ、文化部活動の地域文化クラブ活動への移行に関する取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

また、都道府県は、当該都道府県内の文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市区町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うことや、実証事業等の成果の普及を図るとともに、市区町村における取組の進捗状況を把握し、市区町村等に対して必要な指導助言、支援を行うことが期待される。

ク．事業の周知、事業の検証、成果の普及

本事業を実施する地方自治体及び部活動の地域文化クラブ活動への移行に取り組む学校の学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容（安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。）について、事前に周知をする。

また、本事業を実施する地方自治体は、令和３年度及び令和４年度の地域文化部活動推進事業や令和５年度及び令和６年度の部活動の地域移行に向けた実証事業における成果や課題等に加え、本事業における実証結果（生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む。）や成果の評価・分析を行った上で、域内における文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たな文化芸術環境の整備の進め方を検討する。

本事業を実施する地方自治体及び部活動の地域文化クラブ活動への移行に取り組む学校の学校設置者は、地域の実情に応じて、域内の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域文化クラブ活動への生徒の参加状況、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数、関係者へのアンケート調査など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者へのヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法により行う。

ケ．今後の進め方等の決定

本事業を実施する地方自治体は、域内における文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域における文化芸術環境の整備方策や自治体、学校、保護者、関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにする。

○ 留意事項

地域文化クラブ活動や部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年１２月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

また、実行会議における検討状況等を踏まえ、取組を推進していくこと。

文化庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する地方自治体は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

地域文化クラブ活動は、学校部活動とは異なり災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。また、熱中症など事故防止について、日ごろから適切に対応すること。

(2) の実施内容

ア. 地域の実情等を踏まえた政策課題の選択等

各都道府県における文化部活動の地域文化クラブ活動への移行や地域文化芸術環境の整備に関する取組の進捗状況や現状等を踏まえて、以下に示されている政策課題の中から、解決に向けて取り組むものを少なくとも3つ選択し、下記イ. ～キ. の取組等を実施すること。また、学校施設以外で活動する場合など、楽器等の移動を伴う取組を実施する場合には【政策課題⑩】を必須とする。

なお、重点地域への指定を希望する都道府県は、市区町村だけに取組の試行や検討等を委ねるのではなく、都道府県が主体となって、推進会議やワーキンググループ等の設置・運営、事業実施体制の構築、進捗管理、市区町村への支援等の役割を果たすことが求められる。

そのため、選択する政策課題の数や取組の試行を行う市区町村数に上限は設けないが、都道府県として上記の役割を十分に果たすことができる範囲とすること。

【課題①】

多様な文化芸術体験の機会の提供

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 特定の種目や分野に継続的に専念するのではなく、多様な文化芸術を体験する機会を提供する地域クラブ活動。
 - ・ 競技・大会志向と楽しみ志向などに応じたプログラムなど、生徒の志向や体力等に応じた地域クラブ活動。
 - ・ シーズン制や複数の種目や分野を掛け持ちできる地域クラブ活動。
 - ・ 生徒の多様な選択肢を確保する観点から、複数の市区町村の生徒が参加できる幅広い分野やプログラムを提供する地域クラブ活動。
 - ・ 文化部活動に加入していない生徒にも関心をもってもらえる文化芸術体験の機会の提供。
 - ・ ワークショップの開催等を通じて、生徒自身が、取り組みたい文化芸術の体験会を企画・運営するプログラムや、新たな文化芸術を「つくる」プログラムを提供。

【課題②】

高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 中学生と高校生が一緒に活動。
 - ・ 小学生と中学生が一緒に活動。
 - ・ 地域の吹奏楽団等と連携し、小学生から社会人まで幅広い世代が一緒に活動。

- ・ 中学 3 年生が引退せず、地域クラブ活動の参加者として引き続き活動できる仕組みづくり。
- ・ 地域クラブ活動に参加していた生徒が中学校を卒業後も参加できる仕組みづくり。

【課題③】

スクールバスの活用や地域公共交通との連携

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 地域公共交通の維持・活性化に関する取組との連携。
 - ・ 鉄道の運行ダイヤに合わせて地域クラブ活動を計画し、鉄道を移動手段として活用。
 - ・ 民間路線バスのダイヤ変更の調整や運賃の一部を補助。
 - ・ スクールバスや文化芸術団体のマイクロバス、コミュニティバス、他の施設の送迎車両等を活用。
 - ・ AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送の仕組みの活用。

※ 地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ（令和 6 年 5 月 17 日閣議決定）や令和 6 年 10 月 11 日付けの文部科学省総合政策局政策課長、国土交通省総合政策局地域交通課長及び国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長通知「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について」において示されている部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保等に関する内容も踏まえて、事業計画等を作成すること。

【課題④】

不登校や障害のある子供たちの地域の学び場としての役割

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 年齢や障害の有無を問わずに一緒に楽しめるプログラムを実施。
 - ・ 幅広い層が参加できるイベント型のプログラムなど不登校の子供たちも参加しやすく工夫した地域クラブ活動。
 - ・ 特別支援学校と連携したイベントやプログラムの実施。

【課題⑤】

トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 地域の医療人材やトレーナー等が参画する地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備。

- ・ 地域クラブ活動における外傷・障害・事故防止のための研修プログラムの整備。
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体等が活用できる事故防止や危機管理マニュアルの作成。

【課題⑥】

文化芸術系の大学生、アーティスト人材等の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 文化芸術系の大学生をアシスタントコーチ等として活用。
 - ・ 教員養成課程に属する大学生をアシスタントコーチや見守り人材等として活用。
 - ・ アーティスト人材による指導機会の創出。
 - ・ アーティスト人材による複数の地域クラブ活動への巡回指導の実施。

【課題⑦】

学校施設の拠点化や文化施設・社会教育施設との一体化などによる地域文化芸術の活動拠点づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託の導入、指定管理者や受託者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。
 - ・ 学校施設の管理運営の指定管理者制度の導入に向けた条例、規則、要綱等の整備に向けた検討。導入を目指す複数の市区町村担当者の勉強会の開催。
 - ・ 文化施設・社会教育施設の指定管理者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。指定管理に関する協定書の検討等。

【課題⑧】

企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用。
 - ・ ふるさと納税における文化芸術の価値等を生かした返礼品の検討。
 - ・ 法人の賛助会員の募集。
 - ・ 寄附等を活用した基金の創設。
 - ・ 寄附者が税制優遇措置を受けられるように、地域クラブ活動の運営団体の認定 NPO 法人格や公益財団法人格、公益社団法人格の取得に向けた取組を実施。
 - ・ 地域クラブ活動における指導者や参加者との連絡アプリへの広告表示による協賛企業の獲得。

- ・ 練習着やユニフォーム等へのロゴ掲示による協賛企業の獲得。
- ・ 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）やソーシャルインパクトボンド（SIB）の活用。

【課題⑨】

動画コンテンツ等の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 専門的指導者が指導する日と動画コンテンツを活用して反復練習など自主的に活動する日を組み合わせた活動。
 - ・ リモートによる指導と動画コンテンツを組み合わせた指導。
 - ・ 各競技共通の基盤となる動画コンテンツや各競技に特化した基礎的・専門的な動画コンテンツの活用。
 - ・ 生徒が動画コンテンツの活用形態や活用方法を考えて実践。

【課題⑩】

団体や企業との連携を含めた楽器・用具等の運搬体制づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 個人で運搬できない大型楽器を団体運営部が主体となり、運搬体制を構築。
 - ・ 地元楽器店と連携し、レンタル楽器を活用した運搬体制を構築。

イ．事業実施体制の構築等

都道府県は、上記ア．で選択した政策課題の解決に必要と考えられる行政の関係部署、文化芸術団体、関係団体・機関等が連携して事業を実施する体制を構築するとともに、政策課題の解決に向けた調査・検証、報告書の作成等に必要な専門家の協力体制を構築する。

ウ．推進会議、ワーキンググループ等の設置・開催等

都道府県は、課題の解決に向けて試行する取組内容の具体化、試行する取組の進捗管理、取組の分析・検証、今後の改善策や方向性等の検討、報告書のとりまとめ等を行うため、上記イ．の関係者や専門家等で構成する推進会議を設置し、開催する。また、必要に応じて、選択した政策課題ごとのワーキンググループを設置し、開催する。

エ．課題の解決に向けた取組の試行等

都道府県は、上記ア．で選択した政策課題ごとに、課題の解決に向けて試行する取組を実施する域内の市区町村を選定し、当該市区町村において、地域文化クラブ活動の運営団体等と連携・協力して、課題の解決に向けた取組を試行する。

また、取組の円滑かつ効果的な実施のために、必要に応じて、当該市区町村において、関係者で構成する調整会議の開催やアンケート調査・ヒアリング調査等の実施、関係者が課題の解決方を議論するワークショップの開催等の取組を実施する。

なお、本事業を実施する市区町村の選定に当たっては、当該市区町村の実情と政策課題との関係を考慮するとともに、取組を試行する市区町村や運営団体、地域文化クラブ活動の多様性が確保されるよう配慮することが望ましい。

オ. 市区町村に対する支援

都道府県は、市区町村だけに取組の試行や検討等を委ねるのではなく、都道府県が主体となって、推進会議やワーキンググループ等の設置・運営、事業実施体制の構築、進捗管理、市区町村への支援等の役割を果たすことが求められる。

推進会議及びワーキンググループでの議論等を踏まえつつ、各市区町村における取組内容を適時把握するとともに、市区町村における課題の解決に向けた試行の取組等に対して、指導助言、支援を行い、必要に応じて専門家を派遣する。

カ. シンポジウムの開催

本事業の成果の普及に加えて、当該都道府県における文化部活動の地域文化クラブ活動への移行や地域文化芸術環境の整備に関する取組状況の共有を図るため、文化庁と内容等を協議した上で、全国各地から幅広い関係者が参加できるシンポジウムを開催する。

キ. 報告書の作成

課題の解決に向けて試行した取組内容、試行した取組の分析・検証結果、実施した調査結果、今後の改善策や方向性等の検討結果等の本事業の成果について、必要に応じて、専門家の協力を得て、報告書を作成する。

○ 留意事項

地域文化クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

また、実行会議における検討状況等を踏まえ、取組を推進していくこと。

「重点地域における政策課題への対応」では、部活動の地域クラブ活動への移行や地域文化芸術環境の整備に先導的に取り組む中で、政策課題の解決に向けた取組を試行し、他の地域でも参考となるような課題の解決策を見出すことが求められる。

このため、取組の検討や試行の過程において、必ずしも、当初、計画した取組内容だけではなく、現場の関係者からの意見やアイデア等を柔軟に取り入れ、課題の解決に向けて自由な発想で意欲的な取組を実施すること。

また、取組を試行した結果、必ずしも期待したとおりの成果が得られなかった場合でも、取組の試

行に至った検討・調整過程や振り返りなどを報告書に丁寧に記載するとともに、シンポジウム等で広く共有すること。

文化庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する地方自治体は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

地域文化クラブ活動は、学校部活動とは異なり災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。また、熱中症など事故防止について、日ごろから適切に対応すること。